

○福島地方水道用水供給企業団職員の懲
戒の手續及び効果に関する条例

〔昭和60年11月1日
条例第9号〕

改正 平成24年3月8日条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の手續及び効果）

第2条 前条の職員の懲戒の手續及び効果については、派遣元の団体の懲戒の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月8日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。